

神戸市立工業高等専門学校の自己点検及び評価に関する実施方針に関する規則

2023年4月1日

規則第115号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第123条において準用される同法第109条第1項の定めるところによる教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自らが行う点検及び評価（以下「自己点検等」という。）を実施するための方針について定めることを目的とする。

2 前項の方針は、神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）における自己点検等に基づく継続的な改善（以下「PDCAサイクル」という。）を円滑かつ着実に実施することを目的として定める。

(実施時期)

第2条 自己点検等は、毎年度実施する。

2 前項の自己点検等はその結果を毎年度理事会に報告し検証する。

(実施体制)

第3条 自己点検等は、以下の体制により実施する。

(1) 神戸市立工業高等専門学校自己評価委員会

自己点検等を統括し、資料等を集約及び編纂して自己点検・評価書を作成する。

(2) 委員会及び部門

委員会及び部門における継続的な改善のためにPDCAサイクルを着実に運用する。また、自己評価委員会からの要請に基づき結果や資料を速やかに提供する。

(3) 神戸市立工業高等専門学校運営改善会議

自己評価委員会から提出された自己点検・評価書（付帯意見が付されているときは、当該意見を含む。）に基づき、本校の今後の改善方針（教育方針や3つのポリシーなどの検討と見直しを含む。）について検討する。

(4) 神戸市立工業高等専門学校校務運営会議

運営改善会議の改善方針を受けて改善計画について協議する。

(結果の公表)

第4条 学則第2条第1項に規定する自己点検等の結果の公表は、本校ホームページに掲載する方法により行うものとする。

(管理)

第5条 第1条の方針の管理は、事務室総務課が行う。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2025年4月1日から施行する。